

## 保育所等入所利用調整に関する基準

### 1 趣 旨

保育所等の入所について、施設等の受入れ可能数を超える申込みがあった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

### 2 優先順位について

- (1) 基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（点数の高い家庭を優先させる。）
- (2) 基準表で同点となる場合は、第1希望、第2希望、第3希望の順に優先させる。（第4希望以降も同様の考えとする。）
- (3) 希望状況でも同位となる場合は、①～⑤の順に優先順位を判定する。
  - ①父母のうち採択されなかった者の点数（点数の高い者を優先させる。但し、DV・虐待認定された家庭は最優先とし、ひとり親家庭の場合はその次に優先する。）
  - ②入所希望児童が第3子以降である。（同一生計でない者は除外しカウントする。より多子である方（出生順位が低い）を優先させる。）
  - ③保育を必要とする日（家庭における保育を必要とする事由の発生日を比較し、早い者を優先させる。）

認定要件	保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）
就労（育児休暇明けを除く）	就労日（但し、就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就労予定日
就労（育児休暇明け）	就労復帰予定日（但し、入所不承諾に伴い育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰予定日）
妊娠・出産	支給認定期間初日
疾病・障害・介護	支給認定期間初日
就学	就学日（但し、就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就学予定日
災害復旧	支給認定期間初日

※なお、求職活動中は④以降で判断する。（①⇒②⇒④⇒⑤の順）

- ④経済状況（市民税課税所得金額の低い世帯を優先する。未申告者や転入者で課税資料未提出者は比較不能であるため、最も優先度を低く扱う。）
- ⑤保育協力者の有無（市内在住の祖父母の人数が少ないものを優先とする。但し、疾病・障害等により協力不能であることが明らかな者は除く。）

### 3 基準表

別表のとおり

1 基礎点数

番号	状況	細目	点数	父	母
1	居宅外労働(農業で法人格の無いものを除く)	①月実働160時間以上就労(超過勤務含む。以下同じ)	11		
		②月実働140時間以上160時間未満就労	10		
		③月実働120時間以上140時間未満就労	9		
		④月実働100時間以上120時間未満就労	8		
		⑤月実働 80時間以上100時間未満就労	7		
		⑥月実働 64時間以上 80時間未満就労	6		
2	農業(法人格無し)、内職	①月実働140時間以上就労	9		
		②月実働120時間以上140時間未満就労	8		
		③月実働100時間以上120時間未満就労	7		
		④月実働 80時間以上100時間未満就労	6		
		⑤月実働 64時間以上 80時間未満就労	5		
3	妊娠・出産	分娩・休養のため保育にあたることができない場合。切迫流産・早産は「4疾病・負傷」の基準で判定する。			
		①出産予定月の前々月から入所	10※		
		②出産予定月の前月から入所	11※		
		③出産予定月以降の入所	12※		
※ 母が妊娠・出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する。(父が求職中の場合を除く)					
4	疾病・負傷	①疾病・負傷により常時臥床又は1ヶ月以上の入院	11		
		②精神疾患の場合	10		
		③疾病・負傷の治療や療養のため1ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	9		
		④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1ヶ月以上の自宅での療養を指示されている場合	8		
5	障害	①身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳(A・B)の交付を受けていて、保育が困難な場合	11		
		②身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	10		
		③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8		
6	同居親族の介護・看護	①病院等居宅外で介護・看護は、要する時間をもとに「1居宅外労働」の基準で判定	—		
		②居宅内で介護・看護は、要する時間をもとに「2農業、内職」の基準で判定	—		
6'	別居親族の介護・看護	①関係機関から支援要請がある場合のみとし、「2農業、内職」の基準で判定	—		
7	災害復旧	①災害復旧に要する時間をもとに「1居宅外労働」の基準で判定	—		
8	求職活動(起業準備を含む)	①求職活動をしている場合(ひとり親家庭で、自立支援のため配慮を要する場合。同居祖父母無し10点、同居祖父母有り8点)	10※ 8※		
		②上記以外で求職活動をしている場合	3※		
		③起業準備は要する時間をもとに「2農業、内職」の基準で判定	—		
9	学生、職業訓練等	①月の授業時間(昼休みに相当する休憩時間は除く)をもとに「1居宅外労働」の基準で判定	—		
10	虐待、DV	①関係機関から支援要請や相談証明がある場合のみ対象	13※		

※については、調整項目による加算・減算は行わない。

2 調整(加算・減算)項目

	状況	点数	父	母
a	ひとり親世帯	2		
b	生活保護世帯	2		
c	市内に所在する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で勤務又は勤務予定の職員である。(但し、調理員・用務員・事務員・運転手等、児童の保育を行わない者を除く)	3		
d	入所希望施設に、既に兄弟(1号認定児童に限る)が入所している。(兄弟が1号から2号に変更申請している場合も含む)但し、兄弟が在所する施設のみ加算対象とする。(4月入所の場合は兄弟が4月に在所していることを条件とする。)	2		
e	入所希望施設に、既に兄弟(2・3号認定児童に限る)が入所している。但し、兄弟が在所する施設のみ加算対象とする。(4月入所の場合は兄弟が4月に在所していることを条件とする。)	4		
f	就労で施設利用していたが、産前・産後休暇又は育児休暇取得のため、退所若しくは認定こども園において2号から1号に変更していた場合。(保護者が育児休暇明けの場合のみ加算対象とする。また、同時入所希望の子も加算対象とする。)	4		
g	認定こども園に入所している子どもが1号から2号に認定区分変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合(※ fを優先し、fとの重複加算はしない。)	1		
h	兄弟3人以上の新規同時申込み(転所は除く)	2		
i	多胎児(双子)の新規同時申込み(転所は除く)	1		
j	転所申請で、転居、転勤・転職等著しく通所が困難になる理由が無い場合。(兄弟が在所する施設への転所を除く。)なお、4月転所は減点しない。	-2		

父母のうち、低い点数をもって利用調整を行う。(妊娠・出産以外)

合計		
----	--	--